

# 仕 様 書

契約書第3条に基づく委託業務は、本仕様書の定めるところによる。

## 1 警備対象物件

- (1) 住 所 名護市字名護4605-5
- (2) 名 称 沖縄県森林資源研究センター
- (3) 配 置 図 別添 施設配置図参照
- (4) 警備対象 施設配置図に記載のある下記の施設  
①本館 ②農機具格納庫 ③木材加工実験棟

## 2 警備の目的及び方法

- (1) 森林資源研究センターにおける火災、盗難、侵入及び不法行為を防止するとともに、建物その他の財産を保護し、以って円滑な事務所運営に寄与することを目的とする。
- (2) 乙が前記1の施設に設置した機械装置により感知される異常の有無を、警備員等が待機する基地局において受信する機械警備とする。

## 3 警備業務の内容

- (1) 火災、盗難等の事故の発見・防止及び初期処置に関する業務
- (2) 機械警備のために設置した各種機器の保守管理に関する業務
- (3) 警備業務実施後の記録及び報告に関する業務
- (4) その他警備業務に当たり必要と認められる業務

## 4 警備業務の実施

- (1) 前記3の警備内容に定めがない場合でも、当該業務上必要な業務については、誠意を持って行うものとする。
- (2) 警備業務実施計画書を作成し、これを甲に事前に提出し、その承認を受けるものとする。
- (3) 緊急時の対応についての連絡体制図を甲に提出するものとする。

## 5 警備用機器

- (1) 警備用機器は、警備箇所をもれなく感知範囲とできるよう設置するものとする。
- (2) 機器等によって感知した異常は、甲の既設電話回線等を利用して送信するものとする。
- (3) 停電時には、一定時間警備機器の動作を保証するものとする。
- (4) 機械装置が作動しないときは、乙の責任において代替措置を講ずるものとする。
- (5) 前各号の機器等によって異常を感知し、送信した信号を受信する装置等を基地局に設置するものとする。

## 6 警備実施時間

警備実施基準時間は次のとおりとし、乙は、当該時間内において、甲から機器等による警備開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲から警備解除の信号を受けたときに警備を終了する。警備開始から警備終了までの時間において、乙は、基地局に設置された機械警備装置により、異常等の有無を間断なく監視するものとする。

(警備実施基準時間)

17:15 から翌朝 8:30 ただし、甲の休日は終日とする。

## 7 在庁者確認

一定時間以降に警備が開始されていない場合は、乙は職員の在庁状況を確認することとし、在庁していないことが明らかな場合、施錠し警備を開始させるものとする。

## 8 乙の基地局及び待機所の名称及び所在地について、甲に報告するものとする。

## 9 緊急時の対応

乙は、警備業法施行細則（平成 18 年沖縄県公安委員会規則第 8 号）第 19 条の規定に基づく機械警備業者の即応体制の警備の基準等を遵守しなければならない。また、警備業務中に異常警報を受信したときは、次の措置を講じるとともに、速やかに甲の指定する職員に通報するものとする。

### (1) 防犯

盗難、暴力破壊発生と判断したときは、警備員を急行させ、異常内容を確認するとともに、関係官庁に通報するものとする。

### (2) 防火

火災発生と判断したときは、直ちに関係官庁に通報するとともに、警備員を急行させ、必要な措置を講ずるものとする。

## 10 機械装置の設置及び撤去

(1) 機械装置を設置する場合は、事前に甲の承認を受けるとともに、設置完了後は遅滞なく、機械装置設置状況図（配線に関する事項を含む。）を作成して、甲に提出する。

(2) 契約期間の終了、契約の解除又は契約の変更等により機械装置全てを撤去する場合は、事前に甲と協議の上実施するものとする。

(3) 設置及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、契約締結後、警備対象物件を増改築したことにより必要となった機械装置の設置及び撤去の費用は甲の負担とする。

(4) 機器設置が完了するまでの間は、常駐警備で対応する等、乙は警備期間に空白が生じないよう措置を講じなければならない。

(5) 前記 (2) の場合において、他の警備業者から業務を引き受け、又は引き渡す場

合は、当該業者と協力して、円滑かつ確実な引継ぎを行うものとする。

#### 1.1 鍵の授受及び保管

警備業務上必要とする施設の鍵は、厳重に保管、取扱いを行い、警備業務以外には使用しないこととする。

#### 1.2 機器等の保守点検

- (1) 乙は、警備対象に設置された機器等について、定期的に保守点検を行い、正常作動を確認するとともに、その結果を甲に報告するものとする。
- (2) 保守点検の結果、機器等に故障が発見され、作動に支障が生じた場合は、遅滞なく警備上の安全措置を講じるものとする。
- (3) 機械装置の交換、修繕にかかる経費は、乙の負担とする。

#### 1.3 報告書の提出

- (1) 乙は、毎月10日までに、前月分の警備報告書（別記第1号様式又はそれに類似した書類）を、甲に提出すること。ただし、10日が閉庁日である場合は、直前の開庁日までに提出するものとする。
- (2) 乙は、機械警備業務において異常警報を受信し、警備員が巡回等を行ったときは、その具体的な内容及び対処方法等について、その都度、任意様式により文書で甲に報告するものとする。

#### 1.4 月額委託料

契約委託料を委託期間の月数で按分した額を1ヶ月分の業務委託料とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て、委託期間における最初の月の業務委託料で調整する。

#### 1.5 その他

機械警備の運用方法に疑義がある場合、その他この仕様書に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。